田北加市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 公 告

ページ

〇 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室デジタル市役所 推進課】

2

◇ 交 通 局

〇 賃貸借契約に係る一般競争入札の公告【交通局営業推進課】

3

北九州市公告第816号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年11月30日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量 モバイルワークシステムに係る保守運用業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年10月20日
- 4 契約の相手方の名称及び住所株式会社九州日立システムズ北九州支店北九州市小倉北区鍛冶町二丁目1番1号
- 5 契約金額 1億5,073万9,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市交通局公告第36号

一般競争入札により、賃貸借契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)において準用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年11月30日

北九州市交通局長 福本 啓二

1 契約内容

- (1) 契約の名称 北九州市交通局有料駐車場設置事業者賃貸借契約
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行場所 北九州市交通局の指示する場所
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 入札方法 月額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等 に関する規程(平成7年北九州市交通局管理規程第1号)第2条において 準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名 簿に記載されていること。
- (3) 有料駐車場施設の設置及び運営業務(自らが管理し、及び運営する者に限る。)について、3年以上の実績を有する者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 入札書の提出場所
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号北九州市交通局営業推進課

- イ 日時 この公告の日から令和3年12月7日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 募集要項等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 実施しないものとする。
- (4) 質問の方法 令和3年12月16日午後5時までに、電子メール又はファックスの方法で行うこと。

なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。また、いずれの方法 による場合も、電話で到達の確認を行うこと。

- (5) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年12月7日午後5時まで(日曜日及び土曜日を除く。)に競争参加の申出書を北九州市交通局営業推進課に提出しなければならない。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号 北九州市交通局4階42会議室
 - イ 日時 令和4年1月6日午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の6月分以上の額。ただし、契約規程において 準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除 する。
 - イ 契約保証金 契約金額の6月分以上の額。ただし、契約規程において 準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当す る場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 最低貸付料(月額)を下回る額による入札
- エ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第

1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市交通局営業推進課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8410

ファックス 093-771-8423